

(仮称) 仙台市公文書館運営検討会議設置要綱

(令和2年6月9日市長決裁)

(設置)

第1条 (仮称) 仙台市公文書館(以下「市公文書館」という。)の運営並びに歴史的公文書等の収集選別, 保存及び活用に関し, 有識者等の意見を聴取するため, (仮称) 仙台市公文書館運営検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は, 次の事項について協議を行う。

- (1) 市公文書館に収蔵する歴史的公文書等の公開基準に関すること
- (2) 市公文書館に収蔵する歴史的公文書等の収集選別, 保存及び活用に関すること
- (3) 市公文書館における展示及び企画に関すること
- (4) その他市公文書館の運営において必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討会議は, 委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は, 学識経験者, 他の公文書館に現に勤務する者その他市長が適当と認める者のうちから, 市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は, 委嘱の日から市公文書館の開館までとする。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 検討会議に座長を置き, 委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は, 検討会議を代表し, 会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは, あらかじめその指名する委員が, その職務を代理する。

(会議)

第6条 座長は, 検討会議の会議を招集し, その議長となる。

- 2 検討会議は, 委員の半数以上が出席しなければ, 会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は, 総務局総務部文書法制課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年6月10日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市公文書館の開館の日限り、その効力を失う。